

# 自主防災組織支援業務 委託仕様書

## 1. 背景・目的

---

### [背景]

本市ではこれまで、校区コミュニティ組織や自治会といった地縁による自主防災組織（以下「校区等」という。）を中心に自主防災活動を推進してきたが、近年は地域の高齢化や校区等への若年層の加入率低下により、活動の担い手不足が深刻な課題となっている。また、校区等によって直面する災害リスク（土砂・水害等）や防災に対する意識に差があり、組織によって防災活動の有無や内容に差が生じてきた。

一方で、度重なる浸水害を受け、既存の地縁組織の枠組みにとらわれない団体（以下「市民活動団体等」という。）による自主的な防災活動が盛んになってきている。

### [目的]

本事業は、地域の特性（地理的リスク・組織の成熟度・コミュニティの現状）に応じた対策を講じることで、支援終了後も活動が継続する「自主防災活動の自走化」を目指すものである。

そのため、単なるマニュアル配布や講習に留まらず、組織の成熟度に応じた個別かつ柔軟な「伴走支援」を実施する。具体的には、市民活動団体等の多様な主体との連携により、活動を開始しようとする校区等への活動の支援のほか、一定の活動実績がある校区等に対しては、さらなる活動の深化を促進する。

これらを通じて、自主防災組織が抱える課題の解決策を模索し、持続可能な活動体制の構築を目的とする。

## 2. 業務名

---

自主防災組織支援業務

## 3. 業務委託期間

---

契約締結日 から 令和9年3月31日（火曜） まで

## 4. 事業の対象

---

校区等（2団体）（以下「支援対象組織」という。）

※支援対象組織は令和8年4月20日（月曜）に本市ホームページで告示する。

## 5. 履行場所

---

委託者が指定する場所

## 6. 業務内容

---

委託者と受託者の緊密な連携の下、以下の内容を実施すること。

### (1) 伴走としての支援の実施

支援対象組織それぞれの地域特性(地理的リスク・組織の成熟度・地縁等)に応じて以下の個別支援を行う。  
なお、支援にあたっては、支援対象組織の主体性を引き出す手法を重視すること。

#### ① 組織化・体制整備の支援

・校区等における自主防災組織や会議体の立ち上げ(または再編成)にあたり、自治会役員だけでなく、防災士・防災リーダー、女性、若者、福祉関係者、PTA など多様な層が参画しやすい組織構成の検討を支援する。

・特定の人物に負担が集中しないよう、平常時および災害時の役割を明確化し、持続可能な組織体制の構築をアドバイスする。

#### ② 市民活動団体等との関係構築及び連携の支援

・市民活動団体等や地域の事業所等との関係構築及び連携を支援する。

・外部の協力者を巻き込むことで、支援終了後の活動の担い手確保と実効性のある防災活動を展開できる基盤を整える。

#### ③ 会議・ワークショップの運営支援

・組織体(会議体)の構築(再設計)や地域の特性に応じた活動について、課題を「自分ごと」として捉えられるよう対話の場を設計し、主体的な合意形成の支援を実施する。合わせて必要な資料の作成を支援する。

・支援終了後も支援対象組織が自立して会議の開催を継続できるよう、効率的な議事進行スキルやワークショップ手法等のノウハウを提供する。

※IT ツールを導入する場合は、原則として維持費が発生しない、あるいは支援対象組織の独自予算で継続可能なものを提案し、アカウント権限の移譲までを支援内容に含むものとする。

#### ④ 実働支援(防災訓練・イベント)

・「担い手確保」、「多様な人材参画」、「地区防災計画の策定」、「避難行動要支援者対策」などのうち、支援対象組織の現場レベルにおける諸課題の対策を前進させる。

・ハザードマップや地域の特性に基づいた訓練(避難所設営、避難行動要支援者の避難訓練の実践等)またはイベントの企画・運営を支援する。

※実働支援の規模は本委託料の範囲内で検討すること。

### (2) 持続可能な「自走体制」の構築

・次年度以降の活動計画策定を支援する。

・本事業(伴走支援)がなくとも外部の協力者との連携等により活動(会議のみならず、地域の特性に応じた自主防災活動)が自走する組織体制の確立を図る。

・活動内容を写真やマニュアルで記録し、誰が役員になっても活動を継続できる「引き継ぎ資産」を構築する。

#### 【自走の定義】

本業務における「自走」とは、支援終了後も支援対象組織が自らの予算・人員・市民活動団体等とのネットワーク等を用いて、活動を継続できる体制及び準備が整っている状態を指す。

## 7. 成果物

---

受託者は、業務終了後、速やかに以下の成果物を提出すること。

- (1) 業務総括報告書：支援全体のプロセスと成果をまとめたもの。
- (2) 校區別レポート：各支援対象組織の課題、活動記録、連携する市民活動団体等を整理したもの。
- (3) 次年度活動計画案：支援終了後に支援対象組織が自ら実施する活動の計画、ロードマップ。
- (4) その他制作物：支援の過程で作成したマニュアル、広報物等のデータ一式。

## 8. 受託者の責務

---

- (1) 上記「6. 業務内容」を担当する者は、防災に関する専門的知見を有し、地域住民や市民活動団体等と円滑なコミュニケーションを図れる人員を配置すること。また受託者は、業務を担当する者に対し、必要となる知識・技能の習得を促し、的確かつ迅速に履行するよう努めること。
- (2) 受託者は、委託契約締結後、委託者と十分な協議のうえ「実施計画書」を作成し提出すること。また、「実施計画書」には、次の事項を記載するとともに、委託者が必要とする書類を添付すること。なお、当該計画書の内容は委託者と受託者の協議により変更することができるものとする。
  - ① 業務実施スケジュール（案）
  - ② 業務実施内容（案）
- (3) 防災訓練等の実施にあたっては、参加者の安全確保に万全を期し、必要な保険加入等の措置を講じること。
- (4) 受託者は、仕様書に明記がない場合であっても、上記「1. 背景・目的」の達成のために、必要と認められる事業は、委託者と協議の上、誠実に履行するものとする。
- (5) 受託者は、業務委託期間終了後、直ちに上記「7. 成果物」を委託者に提出しなければならない。
- (6) 委託者から提供を受けた資料等は、本業務以外に使用してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得たものについてはこの限りではない。
- (7) 本業務により作成される成果物の著作権及び著作権は受託者に帰属する。ただし、受託者は委託者に対し、本業務の目的の範囲内およびこれに関連する公営事業において、期間の定めのない無償かつ非独占的な利用（複製、加工、二次利用を含む）を許諾するものとする。
- (8) 前項（7）の利用に関し、受託者は委託者に対し、同一性保持権を含む著作権者人格権を行使しない。
- (9) 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守するほか、個人情報保護対策を施した管理下で業務を行うこと。また、業務終了後も含め、個人情報その他業務上知り得た情報を第三者に漏らし、または公表してはならない。
- (10) 受託者が複数の組織で構成される場合は、各者の役割分担と責任の所在を明確にするとともに、不測の事態には組織全体として迅速かつ一体的な対応を行うこと。
- (11) 受託者は、本業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、本市の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。
- (12) 本業務に係る関係書類は、業務委託期間終了後、翌年度4月1日から起算して5年間保存すること。

## 9. 業務に要する経費の支払い

---

委託者は、予算額の範囲内で委託料を支払う。委託料の請求及び支払いの手続きについては、業務委託契約書の定めるところによるものとする。

- (1) 受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は契約金額に含まれるものとし、委託者は、契約金額以外の費用を負担しない。
- (2) 受託者における予算の配分  
各支援対象組織の活動状況や支援ニーズに応じて適切な予算配分を行うことができるものとする。

## 10. 特記事項

---

- (1) 伴走支援であること  
本業務は「自走化」を最優先とするため、受託者が主導しすぎるのではなく、住民の主体性を引き出す手法を重視すること。
- (2) 本業務の遂行にあたっては、委託者及び受託者双方の十分な協議により処理するものとする。
- (3) 委託者は業務委託期間内において、受託者に対し、日時等を定めて中間報告を求めることがある。
- (4) 疑義が生じた場合は、委託者と受託者の協議により解決を図る。

以上